

病児保育室「くるみ」受け入れの目安

○利用できる場合

[共通事項]

- ・ 全身状態が落ち着いている
- ・ 発熱が38.5℃程度まで(インフルエンザ、風疹、咽頭結膜炎(プール熱)を除く)
- ・ 水分摂取ができる

[個別事項]

学校保健安全法指定	病名等	感染経路	受け入れの目安	学校保健安全法上の出席停止期間 [参考]
第二種	インフルエンザ	飛沫	解熱後(発熱が37.5℃以下)	発症後5日かつ解熱後2日(幼児は3日)経過
	水痘(水ぼうそう)	空気・接触	痂皮化が進んだら(4~5日目くらい)	すべての発疹が痂皮化(約10日)
	流行性耳下腺炎(おたふく)	飛沫	腫脹の発現から3日経過	腫脹の発現から5日経過
	風疹	飛沫	解熱後(発熱が37.5℃以下)	発疹消失
	咽頭結膜炎(プール熱)	飛沫・接触	解熱後(発熱が37.5℃以下)で症状が落ち着いている	症状消失後2日
第三種	胃腸炎(感染性)	接触・経口	全身状態が良ければ	医師の診断
	ヘルパンギーナ	飛沫・接触		全身状態安定
	手足口病	飛沫・接触・経口		全身状態安定
	溶連菌感染症	飛沫・接触		抗生剤治療開始24時間
	流行性結膜炎	接触		医師の診断

○利用できない場合

- ・ 麻しん(はしか)に罹っている場合
- ・ 嘔吐や下痢がひどく、脱水症状の兆候がある場合
- ・ 咳や喘鳴がひどく、呼吸困難である場合
- ・ ほとんど飲んだり食べたりできない場合
- ・ 点滴などの医療行為を行っている場合
- ・ 重篤な疾患で入院等の措置が必要な場合
- ・ 難治性の疾患で治療が継続している場合
- ・ 免疫抑制剤の投与中であって、免疫機能が著しく低下している場合
- ・ 感染しやすく重症になる可能性が高い場合
- ・ てんかん発作が頻回に起こっている場合